

令和6年度介護報酬改定 加算届の取扱い【6月算定開始分】

別紙2-2

◎届出に係る必要書類は各サービスの添付書類一覧（広域連合ホームページに掲載）を確認してください。
 ◎**新設された加算や区分が見直された加算について、算定する場合は原則届出が必要です。**例外的に届出が不要となる場合もありますので、下表にて確認してください。
 ※介護予防サービス及び総合事業についても同様の加算がある場合は原則届出が必要です。
 ※**居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション**以外は「令和6年度介護報酬改定 加算届の取扱い【4月算定開始分】」を参照してください。
 ※**介護職員等処遇改善加算**については、広域連合ホームページ（<https://east-mikawa.jp/inner.php?id=597>）を参照してください。

サービス種別	体制等の種別	見直し等の内容
訪問看護	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設 ※新たな届出がない場合は「2：基準型」とみなされます
	緊急時訪問看護加算	「1：なし」「2：あり」を「1：なし」「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」に変更 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす
	専門管理加算	「1：なし」「2：あり」を新設
	遠隔死亡診断補助加算	「1：なし」「2：あり」を新設
	口腔連携強化加算	「1：なし」「2：あり」を新設
介護予防訪問看護	緊急時介護予防訪問看護加算	「1：なし」「2：あり」を「1：なし」「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」に変更 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす
訪問リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施の有無	「1：減算型」「2：基準型」を新設 ※新たな届出がない場合は「2：基準型」とみなされます
	口腔連携強化加算	「1：なし」「2：あり」を新設
	リハビリテーションマネジメント加算	「1：なし」「3：加算AⅠ」「6：加算AⅡ」「4：加算BⅠ」「7：加算BⅡ」を「1：なし」「3：加算Ⅰ」「6：加算Ⅱ」に変更 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「3：加算AⅠ」「4：加算BⅠ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰ」とみなす 既存届出内容が「6：加算AⅡ」「7：加算BⅡ」で、新たな届出がない場合は「6：加算Ⅱ」とみなす
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	「1：なし」「2：あり」を新設 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「4：加算BⅠ」「7：加算BⅡ」で、新たな届出がない場合は「2：あり」とみなす
居宅療養管理指導	医療用麻薬持続注射療法加算	「1：なし」「2：あり」を新設
	在宅中心静脈栄養法加算	「1：なし」「2：あり」を新設

サービス種別	体制等の種別	見直し等の内容
通所リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施の有無	「１：減算型」「２：基準型」を新設 ※新たな届出がない場合は「２：基準型」とみなされます
	リハビリテーションマネジメント加算	「１：なし」「３：加算Ａイ」「６：加算Ａロ」「４：加算Ｂイ」「７：加算Ｂロ」を「１：なし」「３：加算イ」「６：加算ロ」「８：加算ハ」に変更 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「３：加算Ａイ」「４：加算Ｂイ」で、新たな届出がない場合は「３：加算イ」とみなす 既存届出内容が「６：加算Ａロ」「７：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「６：加算ロ」とみなす
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	「１：なし」「２：あり」を新設 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「４：加算Ｂイ」「７：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「２：あり」とみなす
	施設等の区分	「５：大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」「８：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」「Ｂ：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」「６：大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」「９：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」「Ｃ：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」を廃止
		「Ｄ：大規模の事業所（病院・診療所）」「Ｅ：大規模の事業所（介護老人保健施設）」「Ｆ：大規模の事業所（介護医療院）」「Ｇ：大規模の事業所（特例）（病院・診療所）」「Ｈ：大規模の事業所（特例）（介護老人保健施設）」「Ｊ：大規模の事業所（特例）（介護医療院）」を新設 【届出が不要となる場合】 既存届出内容が「５：大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」「６：大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」で、新たな届出がない場合は「Ｄ：大規模の事業所（病院・診療所）」とみなす 既存届出内容が「８：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」「９：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」で、新たな届出がない場合は「Ｅ：大規模の事業所（介護老人保健施設）」とみなす 既存届出内容が「Ｂ：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」「Ｃ：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」で、新たな届出がない場合は「Ｆ：大規模の事業所（介護医療院）」とみなす
	業務継続計画策定の有無	「１：減算型」「２：基準型」を新設 ※新たな届出がない場合は「２：基準型」とみなされます
介護予防通所リハビリテーション	運動器機能向上体制	廃止
	一体的サービス提供加算	「選択的サービス複数実施加算」を「一体的サービス提供加算」に名称変更
短期入所生活介護 短期入所療養介護	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況	「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」を「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」に名称変更